＊この申告書は、被保険者と扶養認定対象者が別居されている場合に提出して下さい。

令和　　年　　月　　日作成

別居家族の生計維持関係申告書（新規申請用）

「※」印欄は記入不要

被保険者証の記号番号	記号		番号		被保険者氏名		生年月日	昭和・平成　年　月　日	標準報酬月額※
							資格取得年月日	昭和・平成・令和　年　月　日	千円

別居している扶養認定対象者の氏名	続　柄	生　年　月　日	職業	年収額※1
1		昭和・平成・令和　年　月　日		円
2		昭和・平成・令和　年　月　日		円

現在の扶養状況　※2

別居している扶養認定対象者の生計費　【　　名分】

収入	月額(円)	支出	月額(円)
給料		居住費	
賞与		食費	
年金		電気料	
国・市町村からの補助		ガス・灯油	
その他(　　)		水道	
		通信費	
		被服費	
		医療費	
		教育費	
		交通費	
		交際費	
		こづかい(　　)	
		保険料(　　)	
		その他(　　)	
収入合計①		生計費合計②	

収入合計①　円　－　生計費合計②　円　＝　差引③　円

④被保険者から扶養認定対象者へ仕送りしている額(月額)

円　送金証明書(写)を添付(直近1ヶ月分)

※送金証明書とは、振込控(写)や現金書留(写)。手渡し、通帳の写しは不可。

③の金額がプラスの場合、扶養認定対象者がご自身の生計維持していることになりますので、
被保険者が主として扶養認定対象者の生計を維持していると判断することはできません。

③の金額がマイナスの場合でも、④の金額が①の金額よりも少なければ、被保険者が主として
扶養認定対象者の生計を維持していると判断することはできません。

被保険者以外に扶養認定対象者の生計費を負担している人がいる場合
【負担者氏名：　　】
【負担月額：　　円】

別居理由※同居できない理由を詳しくご記入下さい。

※1：勤労所得だけでなく、副業所得、投資所得、利子収入、不動産収入、年金、恩給、アルバイト収入等及びその収入額を記入して下さい。

※2：扶養認定対象者の1ヶ月の生計費(通常の生活に必要な経費)と、それに対する被保険者の負担月額及び他の者から援助を受けている場合はその月額等を記入して下さい。

生計費について:生計を営むにあたって必要となる費用です。被扶養者認定の際に当該被保険者が扶養を行える能力があるか否かを判定します。
食料費、住居関係費(住居、光熱・水道、家具・家事用品)、被服・履物費、雑費(保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽、諸雑費)、こづかい、交際費、仕送り金等、その他の消費支出を詳細にご記入願います。

改定日　2022/12/27